

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件
原告 （閲覧制限）
被告 学校法人順天堂

第5準備書面

2021（令和3）年12月6日

東京地方裁判所 民事第37部合A係 御中

原告ら代理人弁護士 倉重 都 ほか



【目次】

- 第1 本件の争点・・・1～2頁
- 第2 争点①（被告には「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を行う法的義務があるか）・・・2～3頁
- 第3 争点②（本件不利益取扱いが私立大学としての被告の裁量の範囲内の行為か）・・・4～7頁
- 第4 争点③（具体的権利侵害が生じているか、被侵害利益の内容。）、争点④（原告5、6以外の原告に不法行為が成立するか）・・・7～14頁
- 第5 因果関係・・・14～15頁
- 第6 損害（実費）・・・15頁～20頁
- 第7 損害（受験慰謝料・全原告に共通の慰謝料）・・・20～25頁
- 第8 損害（不合格慰謝料・原告5及び6固有の慰謝料）・・・25～26頁
- 第9 弁護士費用・・・26頁
- 第10 結論・・・26頁
- 第11 最後に・・・26～27頁

第1 本件の争点

本件において、被告は、原告5及び6については、本件不利益取扱いによって、本来合格していたはずの一次試験が不合格になった事実を認めるものの、①被告に「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を行う法的義務はないこと、②本件不利益取扱いが被告の教育方針を実現するための必要最小限度の合理的手段であったこと（私立大学としての裁量の範囲内であること）、③賠償を義務付けるほどの具体的権利侵害が生じていないことを理由に不法行為が成立しないと主張する。また、④原告5、6以外の原告ら（本件不利益取扱いがなくても不合格であった原告ら）については、そもそも不利益取扱いが存在しない、または因果関係が認められないから不法行為は成立しない、と主張する。

まず、①～③の争点に沿って本件不利益取扱いを含めた本件入学者選抜
手続全体が不法行為となることを述べる（その際、結論として全原告につい
て不法行為が成立するので、原告5，6に限定した形で論じることはいしな
い）。④の争点については、被侵害利益の内容と関係するので③と同時に述
べる。そして、最後に損害額について述べる。

第2 争点①（被告には「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を行う法的義務が あるか）

1 被告の主張

被告は、入学試験における「公正かつ妥当な方法」の意味は法令や通知等
においても具体的な内容が明確に示されていない、憲法14条等の規定は
私人である被告に直接適用されないという理由で、被告には「公正かつ妥
当な方法」で入学者選抜を行う法的義務がないと主張する。

2 入学者選抜における「公正かつ妥当な方法」の意味

入学者選抜について、学校教育法に基づいて定められている大学設置基準
は、「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行
う」と定めている（学校教育法3条，大学設置基準第2条の2）。平成30
年度文部科学省高等教育局長通知である実施要項も「各大学は、入学者の選
抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・
適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢，性別，国籍，
家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受け入れに配慮する。」と定
めている（甲9 1頁）。これらの規定が定める入学者選抜の「公正かつ妥
当な方法」は、入学者選抜のまさに本質的要素であるところ，その具体的態
様がどうあるべきかは，上位規範である憲法，これを受けた教育基本法等そ
の他の法令に照らして判断されなければならない。

憲法は，第13条において「すべて国民は，個人として尊重される。生命，
自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限
り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。」として個人の尊
厳を，第14条1項において「すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，
信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係に
おいて，差別されない。」として性別により差別されない権利を，第26条
1項において「すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じ
て，ひとしく教育を受ける権利を有する。」として教育を受ける権利を規定
する。教育基本法第4条1項は，憲法の趣旨を受けて「すべて国民は，ひと
しく，その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない，人種，
信条，性別，社会的身分，経済的地位又は門地によって，教育上差別されな
い。」として，教育における男女平等原則を規定する。入学者選抜について

定める大学設置基準，実施要項の意味も，当然これら憲法の規定，憲法の趣旨を受けた教育基本法の規定の趣旨に沿って解釈されるべきである。

そうすると，大学設置基準，実施要項にいう入学者選抜における「公正かつ妥当な方法」には，私立大学の入学者選抜において，個人が性別に関わりなく（合否判定を含めた）同一の試験を受ける権利，すなわち，性別を理由として差別されない権利を保障されるという意味が含まれていることは明らかである。

3 憲法等の私人間効力

憲法等公法上の規定は私人間に直接適用されるものではないが，私人間において社会的に許容しうる限度を超える人権侵害があった場合には，民法90条や民法709条，民法2条に憲法の趣旨を取り込んで解釈，適用することによって，私人間の法律関係，行為の効力を規律する間接適用説が判例・通説の立場である。

私立大学は，その建学の精神や学風から，入学者選抜における採点基準等においても，当該私立大学に裁量は認められている。しかし，私立大学といえども，高度に公の性質を有するものであり（教育基本法第6条第1項，同第2項），入学者の選抜に関しても，憲法やこれを受けた公法上の諸規定の趣旨を尊重する法的義務がある。入学者選抜において，私立大学が，憲法等の規定の趣旨に反し，社会的に許容しうる限度を超える人権侵害をした場合には，その行為は民法709条の不法行為に該当するのである。

したがって，被告は私立大学といえども，「公正かつ妥当な方法」すなわち入学者選抜で受験者を性別により差別してはならないという法的義務を負う（甲8 30頁，甲34 45～46頁，48頁参照）。

4 被告が実施した入学者選抜は憲法等の趣旨に反すること

ここで，被告が実際に行った本件不利益取扱いについてみると，本件不利益取扱いは，女子受験生という「性別」のみに着目してその合格者数を抑制することを目的とし，女子受験生について，男子受験生と比較して一律に厳しい基準を用いて合否判定をするものである。

被告が女性を一律に不利益に取り扱う合否判定基準を用いたことは，その目的，方法ともに，前掲の憲法，教育基本法，学校教育法の趣旨に反するものであり，大学設置基準第2条の2，実施要項において求められる入学試験の「公正かつ妥当な方法」に反する著しく不公正，不正義なもので，社会的に到底許容することのできるものではない。

被告が本件不利益取扱いを実施したことは，「公正かつ妥当な方法」で入学者選抜を行う法的義務に反するものであり，女子受験生の，性別により差別されない権利等を侵害する違法な行為である。

第3 争点②（本件不利益取扱いが私立大学としての被告の裁量の範囲内の行為か）

1 被告の主張

被告は、私立大学として定員管理と大学施設等に対する経営資源配分に係る判断について高度の裁量権を有することを主張する。そして、本件不利益取扱いは、「実際の女子入学者の予測が困難な状況下において、現状における女子寮収容能力を前提に、性別を理由とする判定基準を設けた」ものであって、被告の有する裁量権の範囲内の必要最小限度の合理的手段であり、違法ではないと主張する。

2 女子寮収容能力は本件不利益取扱いを正当化する理由にならないこと

第2で検討したとおり、被告は私立大学といえども「公正かつ妥当な方法」すなわち入学者選抜で受験者を性別により差別してはならないという法的義務を負う。そして、この法的義務は憲法の平等原則、個人の尊厳、教育を受ける権利という極めて重要な人権規定の趣旨から課されるものである。性別による差別を正当化できる理由はほとんど想定できない。

本件不利益取扱いは、一定順位以下の受験生について、男子受験生よりも女子受験生に厳しい合格基準を設定したというものであり、まさしく性別を理由にして行われたことが明白な場合である。被告の主張する女子寮収容能力という理由は、医学部入学者選抜試験の目的たる医師としての資質、学力の有無と無関係であり、本件不利益取扱いによる性別差別を正当化する理由には到底なり得ない。

群馬大学事件判決（東京高裁平成19年3月29日判決）も「入学試験における合否の判定に当たり、憲法及び法令に反する判定基準、例えば、合理的な理由なく、年齢、性別、社会的身分等によって差別が行われたことが明白である場合には、それは、本件入試の目的である・・・医師としての資質、学力の有無とは直接関係のない事柄によって合否の判定が左右されたことが明らかであるということになり（いわゆる他事考慮）、原則として、国立大学に与えられた裁量権を逸脱、濫用したものと判断するが相当である。」と述べる。この判旨は、国公立大学であると私立大学であるとを問わず通用すべきものである（同判決についての判例時報2033号150頁）。

本件不利益取扱いは女子寮収容能力を理由に正当化できるものでなく、被告の有する裁量の範囲を逸脱した違法な行為である。

3 本件不利益取扱いは女子寮収容能力を理由とするものではないこと

そもそも、被告が本件不利益取扱いを実施した理由は女子寮収容能力にはない。

（1）被告が合格者選考等において、女子寮の収容人数を具体的な考慮要素と

して検討したことがないこと

本件不利益取扱いが行われた入学者選抜試験の合格者選考会議又は教授会において、女子寮の収容人数が具体的な考慮要素として説明され、格別に審議されたことはなく、医学部女子学生の定員が女子寮の収容人数と関連して変動しているという事実もない（平成29年度、平成30年度の入学者選抜については甲4 48～49頁、平成25年度から平成28年度の入学者選抜についても概ね同様の状況であることについては甲13 5～6頁）。女子寮収容能力を理由に本件不利益取扱いを実施したというのであれば、合格者選考会議等において女子寮収容人数と合格者数の検討が行われるはずなのに、行われていないのである。

この事実は、被告が本件不利益取扱いを実施した理由が、女子寮収容能力にはないということを示している。

(2) 被告の受験生募集の方法

被告は受験生を男女の区別なく募集人数のみを示して募集している（甲4 6～7頁、甲13 3～5頁、乙17）。真に、被告が、「実際の女子入学者の予測が困難な状況下において、現状における女子寮収容能力を前提に」受験生を募集する必要があったのであれば、女子入学者が予測できるよう、女子寮収容能力に言及する等して「女子●名」と明示して募集するのが合理的である（但し、仮にこのような募集をしたとしても、本件不利益取扱いを正当化する理由にならないのは上記2のとおりである）。にもかかわらず、被告は、性別の区別なく募集人数のみを示して募集しているのである。

この事実は、被告が本件不利益取扱いをした理由が、女子寮収容能力ではないということを示している。

(3) 本件不利益取扱いの実施方法

被告は本件入学者選抜における合否判定において、受験生が何も知らないところで本件不利益取扱いをしている。その方法は、一次試験（学力試験）の偏差値順位に基づく序列を作り、一定の順位以下の各序列内において、男子受験者と比較して、女子受験者に一律に厳しい合格判定基準を設定した、というものである（平成29年度、平成30年度の一般A方式の一次試験及び二次試験、一般B方式、センター独自併用方式、センター利用方式の二次試験（甲4 14～41頁）、及び、平成25年度から平成28年度の一般入試方式の一次試験及び二次試験、センター独自併用方式、センター利用方式の二次試験（甲13 5頁））。

この方法によって、本件不利益取扱いをされた受験生は、試験で本来獲得したはずの順位を下げられ、場合によっては合否の結論を変更されるこ

とになった。実際に、原告5の平成24年度一般入試方式一次試験、原告6の平成29年度一般A方式一次試験については、試験結果によって合格判定されれば合格であったはずが、本件不利益取扱いによって不合格の判定となったのである（原告5については乙5の1、原告6については乙6の3）。

このように本件不利益取扱いは、本来合格できるはずの女性受験生の順位を奪って、合格できないようにする方法である。そして、こうした合格判定基準が被告の募集要項等で開示されたことは一度もない。

こうした本件不利益取扱いの実施方法から考えると、被告が本件不利益取扱いをした理由は女子寮収容能力ではなく、社会的に許容されないがゆえに開示できない「女性合格者を減らす」という性別による差別目的であったことが分かるのである。

(4) 女子受験生に対する不利益取扱いは長年にわたって秘密に行われてきたこと

本件不利益取扱いは、遅くとも2008（平成20）年度から始まっていた（甲5、甲13 16頁）。本件不利益取扱いが社会に発覚する2018（平成30）年度まで、被告がこの不利益取扱いを募集要項等において開示したことはない。

上記（2）で述べたとおり、本件不利益取扱いの理由が女子寮収容能力にあるなら、その旨（せめて募集人数の男女区別）を募集要項等に記載するのが自然かつ合理的である。それを、被告は11年度もの長期間、受験生に秘密にして、本件不利益取扱いを実施してきたのである。

この事実は、被告が本件不利益取扱いをした理由が、女子寮収容能力ではなく、社会的に許容されないがゆえに開示できない「女性合格者を減らす」という性別による差別目的であったことを示している。

(5) 本件不利益取扱いの本当の目的

上記（1）～（4）の事実から考えると、「女子寮収容能力を理由として本件不利益取扱いをした」との被告の主張は、事実ではなく、本件の問題が社会に発覚した後に初めて主張された後付けの理由であることは明らかである。

4 小括

被告の主張する女子寮収容能力は、仮に事実であったとしても、医学部入試の目的と関係のない理由であり本件不利益取扱いを正当化する理由になり得ない。しかも、被告の本件不利益取扱いの本当の目的は、女子寮収容能力ではない。本件不利益取扱いは、「本来の試験結果で判定する場合よりも女子合格者を少なくする」という差別目的であったことは明らかである。そ

して、その方法も、長期間にわたり、受験生に一切秘密にして行い、合否結果も変更してきたという悪質なものである。

以上から、本件不利益取扱いは、大学の入学者選抜において、性別を理由として差別されない権利を保障している憲法13条、14条1項等に反するものであって、被告が私立大学として有する裁量の範囲を逸脱した違法なものであり、不法行為法上違法の評価を免れない。

第4 争点③（具体的権利侵害が生じているか、被侵害利益の内容。）、争点④（原告5、6以外の原告に不法行為が成立するか）

被侵害利益の内容を論じる前提として、被告のどの行為が不法行為となるかについて述べる。これまで述べてきたとおり、合否判定において本件不利益取扱いを実施することは、当然不法行為の内容に含まれる。しかし、被告の不法行為はそれにとどまらず、入学者選抜方針決定から合否判定までの一連の入学者選抜手続全体を不法行為とすべきである。以下、詳述する。

1 大学の入学者選抜手続

大学の入学者選抜手続は、入学試験の実施と合否判定のみで成り立っているのではない。大学入学者選抜試験は「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて」行われるべきものである（大学設置基準第2条の2）。大学（を運営する学校法人）は、各年度、入学者選抜の実施に先立ち、入学者受入れの方針（アドミッションポリシー。学校教育法施行規則165条の2第1項3号によって公表が求められている）をはじめとした全体的な計画を定め、そのアドミッションポリシー等学生選抜の方針に沿って、評価方法の決定、募集要項の公表、試験の実施、合否の判定、合格発表といった一連の手続として、入学者選抜手続を実施するのである。このように大学の入学者選抜手続は「試験の実施」や「合否の判定」などの別個独立した手続が単純に集合したものではない。

そして、「公正かつ妥当な方法」には、個人がその性別にかかわらず私立大学の入学者選抜において（合否判定を含めた）同一の試験を受ける権利、すなわち性別を理由として差別されない権利を保障されるという意味が含まれていることは前述のとおりである。

2 被告の本件入学者選抜手続

被告の本件入学者選抜手続の実施態様を具体的にみていく。

（1）入試委員会による入学試験に関する基本的事項の審議、決定、受験生募集、試験実施

被告の入試実施規程に基づき、入試委員会が入学試験に関する基本的事項（入学者の選抜方法、学生募集に関する事、一次試験科目等）を審議する。入試委員会の構成員には、被告の理事である学長、医学部長（入

試委員長に就任)が含まれている(以上, 甲4 4頁, 甲35 被告の寄附行為)。

被告は, 入試委員会の審議結果に基づいて募集要項を公表したが, 本件不利益取扱いについては開示されなかった(甲4, 甲13, 乙17)。そして, 被告は, 入試委員会が審議, 決定した方針に沿って, 各入試方式による入学者選抜試験を実施, 合否判定を行った。被告は, 遅くとも平成20年度から本件不利益取扱いを実施していたこと(甲5, 甲13 16頁), 原告が受験した各年度の一般A方式(平成28年度以前は一般入試方式)の一次試験合否判定, 一般A方式, 一般B方式(平成28年度以前はこの2方式の区別はなく一般入試方式), センター独自併用方式, センター利用方式の各二次試験合否判定において, 「前年度の合否判定基準の内容を前提とする」合否判定基準を用いていたことからすると(後述(2)(3)(4)), 原告らが受験した各年度(平成23(2011)~平成30(2018)年度)においては, 入試委員会において募集段階から本件不利益取扱いを実施する方針は決定していた。

(2) 一次試験合否判定(平成29年度, 平成30年度)

一次試験の合否判定は被告の入試実施規程, 学則, 教授会規程に基づき, 一次合格者選考会議→教授会審議→学長決定の順で行われる(甲4 15頁)。一次合格者選考会議には学長, 医学部長(同会議議長に就任), 教授会には医学部長が含まれている(甲4 4頁)。前述のとおり, 学長, 医学部長はいずれも被告の理事である。

一次試験の採点結果を基に各受験者の偏差値を算出したデータに加え, 各受験者の性別, 年齢, 浪人年数, 調査書評価, 他大学への通学歴等を反映させた一次合格者選考会議用の資料を, 教務課係長が作成した(甲4 15頁)。この一次合格者選考会議用の資料は事務長の確認を経て, 受験者点数分布状況グラフ等の他の資料とともに, 事務長から医学部長に提出された。一般A方式一次試験について, 事務長は前年度の同方式の合否判定基準(=本件不利益取扱い)が記載された選考会議議事録も併せて医学部長に提出した(甲4 16頁)。その後, 医学部長が, 事務長から提出された各資料に記載された各受験者の成績内容を基に, 前年度の合否判定基準の内容を踏まえた当年度の合否案を策定して一次合格者選考会議に臨んだ。

同会議において, 医学部長は議長として, 出席者に前年度の合否判定基準を前提とする当年度の合否判定基準の内容とこれに基づく合否判定案を受験者ごとに口頭で説明し, 出席者がこれに異議なく賛成する形式で一般A方式一次合格者選考会議における合否判定案が審議決定された(甲4

17～18頁)。

その後、教務課係長が当該合否案を入力した教授会用資料(受験者名は不掲載)を作成した。教授会においては、この教授会用資料が配布され、医学部長が、前年度の合否判定基準を前提とした当年度の合否判定基準の内容及び当基準に基づき一次合格者選考会議で審議決定された合否案を説明し、出席者がこれに異議なく賛成する形式により合否案が審議決定された。

この合否案はその後、学長決定を経た上で一次合格発表が行われるに至った(甲4 18頁)。

他の入試方式の一次試験においても合否判定方法は同様だが(甲4 18頁。一般B方式22～23頁、センター独自併用方式26～27頁、センター利用方式30～32頁。)、本件不利益取扱いは行われていないとされている(甲4 45頁)。

(3) 二次試験合否判定(平成29年度、平成30年度)

二次試験の合否判定は被告の入試実施規程、学則、教授会規程に基づき、二次合格者選考会議→教授会審議→学長決定の順で行われる(甲4 15頁)。二次合格者選考会議には学長、医学部長(同会議議長)、教授会には医学部長が含まれている(甲4 4頁)。前述のとおり、学長、医学部長はいずれも被告の理事である。

一般A方式の二次試験の小論文及び面接試験の採点結果を基に教務課及び学生課の職員により受験者の点数を一覧化した資料が作成される。教務課係長が、受験者ごとに小論文試験と面接試験の各評価平均値の合計値を算出して二次試験合格者選考会議資料を作成した。この資料も事務長の確認を経て、受験者点数分布状況グラフ等の他の資料とともに事務長から医学部長に提出された。事務長は、前年度の一般A方式の合否判定基準(=本件不利益取扱い)が記載された選考会議議事録及び同年度面接試験において取りまとめた「医学部入試一般A方式二次試験男女別面接点分布グラフ」、面接評価(ネガティブチェック)の結果も併せて医学部長に提出した(甲4 18～19頁)。医学部長はこれらの資料を基にして、前年度の合否判定基準の内容を踏まえた当年度の合否案を策定して二次合格者選考会議に臨んだ。

同会議において、医学部長は議長として、出席者に前年度の合否判定基準を前提とする当年度の合否判定基準の内容とこれに基づく合否判定案を受験者ごとに口頭で説明し、出席者がこれに異議なく賛成する形式で一般A方式二次合格者選考会議における合否判定案が審議決定された(甲4 21頁)。

その後、教務課係長が当該合否案を入力した教授会用資料（受験者名は不掲載）を作成した。教授会においては、この教授会用資料が配布され、医学部長が前年度の合否判定基準を前提とした当年度の合否判定基準の内容及び当基準に基づき二次合格者選考会議で審議決定された合否案を説明し、出席者がこれに異議なく賛成する形式により合否案が審議決定された。

この合否案はその後、学長決定を経た上で二次合格者発表及び補欠合格者の発表が行われるに至った（甲4 21頁）。

一般B方式、センター独自併用方式、センター利用方式の二次試験は小論文試験、英作文試験、面接試験であり、かつ、本件不利益取扱いが行われていた（甲4 45頁）。そして、これらの方式の二次試験合否判定方法の経過も一般A方式における判定方法と同様である（甲4 21頁、一般B方式23～26頁、センター独自併用方式28～30頁、センター利用方式32～34頁）。

（4）他の受験年度について

上記（1）～（3）は、平成29年度、平成30年度の入学者選抜試験について調査した被告の第三者委員会の緊急一次報告書（甲4）によるものであるが、平成25年度から平成28年度の入学者選抜試験においても（甲13 5頁）、さらに言えば、遅くとも平成20（2008）年度から、同様の方法で受験者募集、合否決定がなされていた（甲5、甲13 16頁。平成28年度以前は一般A方式、一般B方式という方式はなく、「一般入試方式」という方式であった。以下同様。）。

3 被告のどの行為が不法行為となるか。

（1）被告の行為の組織性

被告は遅くとも平成20（2008）年度から本件不利益取扱いを開始し（甲5、甲13 16頁）、且つ、一般A方式の一次試験合否判定、一般A方式、一般B方式、センター独自併用方式、センター利用方式二次試験合否判定において、「前年度の合否判定基準の内容を前提とする」合否判定基準を用いていた。原告らが受験した各年度（平成23（2011）～平成30（2018）年度）においては、既に本件不利益取扱いは行われていた。そして、入試委員会が、本件不利益取扱いを前提とする入学者選抜方法や学生募集に関する事項を予め決定し、その方針に沿って、被告は受験生募集、入学者選抜試験を実施し、一次合格者選考会議、二次合格者選考会議、教授会が実際に本件不利益取扱いを実施した。

各機関には被告の理事である学長、医学部長が構成員として含まれている。医学部長が各年度の前年度の合否判定基準＝本件不利益取扱いを前提

とする当該各年度の合否判定基準の内容と、これに基づく合否判定案を受験者ごとに説明し、各機関の他の構成員も本件不利益取扱いの内容を十分に理解した上で、これに異議なく厳密に適用して合否判定を行ってきた（甲13 5頁）。被告においては、入学者選抜方法等の方針決定の段階で本件不利益取扱いの実施を決定し、募集要項公表、試験実施、合否判定、合否結果発表に至るまで、各機関が本件不利益取扱いを、組織的に行っていたといえる。

こうした本件における事実関係の下では、単に合否判定のみを取り出して、その部分のみを不法行為とするのは、本件の実態、本質を正しく反映しない見方である。

したがって、平成23（2011）年度から平成30（2018）年度まで、原告らが受験した「一連の入学者選抜手続の全体」（第1準備書面別紙図〔手続①～⑧〕）が、各年度ごとに一個の不法行為を構成すると解すべきである（以下、被告の各年度における入学者選抜手続全体を「本件入学者選抜行為」という）。

（2）原告ら受験生の側から見た本件入学者選抜手続

被告は、本件不利益取扱いを秘したまま、募集要項を作成して受験生の募集を行い、あたかも被告における入学者選抜は「公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて」行っているかのように装ってきた。

被告と受験生の法律関係という観点から見ると、入学者選抜手続は、被告が募集要項を定めて受験生を募集し、これに応じた受験生が出願書類の提出とともに入学検定料を納付し、被告が受験資格の有無等を審査の上受験票を送付し、入学試験実施日に受験生が試験を受験し、被告において採点、合否判定を行うことを内容とする契約関係といえる。この契約関係は、被告による募集と受験生による出願によって成立する。そして、被告の本件入学者選抜について、当然「公正かつ妥当な方法」で実施すること、すなわち、合否判定において性別による不利益取扱いをしないことが当然内容となっていることは、前述第2の2のとおりである。そうだとすると、受験生募集においても、合否判定において性別による不利益取扱いなどされないことが前提になるのは当然のことである。受験生は、当然、入学者選抜が公正かつ妥当な方法で行われること、すなわち、合否判定において自らが女性という性別によって一律に不利益に取り扱われることなどない、ということを当然の前提として被告の募集に応じ、入学検定料を支払って出願するのである（甲8 30～31頁、甲34 48～49頁参照）。

被告は、受験者募集の段階で、予め、本件不利益取扱いを決めておきながら、これを意図的に秘して受験生を募集した。原告ら受験生は、各年度、

本件不利益取扱いについて全く知らないまま、性別による差別などなく試験結果により合否判定してもらえることを当然の前提として、被告の募集に応じて出願し、入学検定料を支払い、被告の本件入学者選抜を受験し、合否判定を受けたのである。このような意味でも、本件不利益取扱いによる合否判定のみを不法行為を捉えるのは誤りである。

なお、各年度において複数方式で受験をしている原告もいるが、受験行為としては各年度の受験を一個の受験行為と考える。

(3) 小括

以上から、本件不利益取扱い実施の決定から合否発表までの、被告の本件入学者選抜行為について、各原告に対して各受験年度に一個ずつの不法行為が成立する。

4 被侵害利益の内容（争点③④）

被侵害利益の内容及び原告5、6以外の原告らにも不法行為が成立することを述べる。

(1) 大学選択に関する自己決定権の侵害、他大学を受験する機会の喪失

大学入試において受験生は、当該大学に合格し、入学資格を得ることを最大の目的にしている。また、当該大学の入試での合否は、受験生の将来の人生設計にも大きな影響を与える事項である。それゆえに、受験生にとって、受験大学を決定する場合に当該大学がどのような合否判定基準を採用しているかは極めて重要な事項である。

女子受験生に一律に男子受験生より厳しい合格判定基準があることが事前に分かれば、女子受験生が、自らの合格可能性が低くなる被告の入学者選抜試験には出願しないという行動に出ることは極めて自然なことである。このような事情は、入試倍率が極めて高い医学部の入学者選抜試験においては特に当てはまる（甲8 33～34頁参照、甲16、甲34 55～56頁参照）。

被告は、少なくとも11か年度の入学者選抜試験において、入学者選抜方針を決定した時点で、本件不利益取扱いの実施を決めておきながら、これを意図的に秘して受験生を募集してきた（甲5、甲13 16頁）。被告が本件不利益取扱いの存在を秘していたことによって、原告らは本件不利益取扱いをされず、男女同一の基準での合否判定が行われることを当然の前提として、被告を志望校として選択し、限られた時間と資源を、被告の入学者選抜試験を受験するために費やすこととなったのである。原告らは本件不利益取扱いの存在を知っていれば、当然、被告ではない他の大学を志望し、受験していたのである。現実の受験日程を考えても、被告の受験を選択することで重複する受験校は受験不可能になるのである（甲8 3

4頁参照，甲15，甲22～33，甲34 55頁参照）。

したがって，本件入学者選抜行為によって，原告らは大学選択に関する自己決定権を侵害され，他大学の入学選抜試験を受験する機会を喪失させられた（憲法13条）。この権利侵害が客観的事実として現れ確定するのは，原告らが本件入学者選抜試験を受験することが事実上確定する，原告らが入学検定料を支払った時点である。

（2）教育上の平等権及び人格権侵害

本件入学者選抜行為の態様は，本件不利益取扱いの実施を入学者選抜方法の方針として決定し，実際の合否判定で本件不利益取扱いを実施し，女子受験生が試験で本来獲得したはずの順位を下げるというものである。その目的は女子合格者数を抑制することである。このような本件入学者選抜行為は，女子受験生の存在そのものを，性別のみを理由にして男性よりも劣位に扱うものと言える。原告らは，本件不利益取扱いについて何も知らないまま，合否判定において，女性という性別によって一律に不利益に取り扱われることなどないということを当然の前提として，被告の入学者選抜試験の募集に応じ，入学検定料を支払うことによって，本件入学者選抜行為に組み込まれた。

原告らは，本件入学者選抜行為によって，「男性と同一の入学試験を受ける権利」，「女性差別的な意図によって設計された入学者選抜試験を受けさせられない権利」，「入学試験において性別により差別されない権利」（憲法14条1項，同第26条第1項，教育基本法第4条第1項，女子差別撤廃条約第10条），同様の意味での原告らの個人の尊厳，人格権（憲法13条）を侵害されたといえる。この権利侵害が客観的な事実として現れ確定するのは，原告らが本件入学者選抜試験を受験することが事実上確定する，原告らが入学検定料を支払った時点である。

（3）原告5，6以外の原告らについても不法行為が成立すること（争点④）

上記（1）（2）のとおり，大学選択に関する自己決定権の侵害，他大学を受験する機会の喪失という権利侵害及び教育上の平等権及び人格権の侵害のいずれについても，原告らが被告の入学者選抜試験に出願，入学検定料を支払った時点で生じているから，本件不利益取扱いが原告らの合否結果に与えた影響の有無は関係ない。

したがって，原告5，6以外の原告らにも不法行為が成立する。

（4）裁判例について

被告に対しては，平成29年度，平成30年度入試について不法行為の成立を認め，各年度に合格判定を受けなかった対象受験者に対して，入学検定料，送金手数料，郵送料相当額等の損害賠償を命じる判決が出されて

いる（甲34）。また、本件と同様の不利益取扱いを行っていた東京医大に対しても、平成29年度、平成30年度入試について不法行為の成立を認め、同様の損害賠償を命じる判決が出されている（甲8）。

これらの訴訟においては、被告が本件不利益取扱い（甲8では「本件得点調整」、甲34では「本件判定基準」）の事前の説明義務違反（甲8）、事前開示義務違反（甲34）が問題となったため、各受験者が侵害された権利については「試験が公正かつ妥当な方法で行われることの期待、すなわち、事前に学生募集要項やアドミッションポリシー等で説明されていない以上は、性別・・・によって一律に不利益に扱われることはないとの期待を有しており、同期待は単なる事実上の期待にとどまらず、・・・出願者と大学との間の法律関係の前提となり法的保護に値するものと評価できる。」と述べ、出願者と被告ら大学との法律関係における期待権として論じている（甲8、甲34）。

しかし、東京医大、被告の医学部不正入試は、高度に公の性質を有する教育機関が、憲法の平等原則等の趣旨に反して、合否判定で性別による差別をしたという事案である。本件不利益取扱いについて、事前説明、事前開示が仮にあったとしても、このような入学試験手続自体を不法行為法上違法とすべきである。そして、これらの裁判例が述べるように、大学受験における合否判定は、受験者にとって受験機会は各受験年度に限られ、大学卒業後の将来設計全般に影響を及ぼす事項である。教育を受ける権利は受験者個人の尊厳にとっても、社会にとってもその基礎をなす極めて重要な憲法上の権利である。本件は、その教育において、憲法上許されない性差別が大学組織によって女子受験生に対して、組織的に長年にわたって行われてきたという事案である。

このような性質の本件訴訟において、原告ら受験者の被侵害利益を、出願者と被告ら大学との法律関係（募集と出願により成立する受験契約関係）における期待権ととらえるのは、本件の事案の実態、原告らが受けた被害の捉え方として過小評価と言わざるを得ない。

本件入学者選抜行為によって、原告らが侵害された権利は、大学選択に関する自己決定権、他大学を受験する機会、教育上の平等権及び人格権という憲法上の人権ととらえるべきである。

第5 因果関係

これまで述べてきたとおり、被告の不法行為は、本件不利益取扱い実施の方針決定、それを秘した募集要項の公表、受験生の募集、入学者選抜試験の実施、本件不利益取扱いによる合否判定、合否発表、一連の本件入学者選抜行為である。大学の合否判定は受験者にとって受験機会は各受験年度に限

られ、大学卒業後の将来設計全般に影響を及ぼす事項であること、医学部受験は医師としての国家資格取得及び職業選択に直結する性質のものであるから、競争率が非常に高い（私立大学医学部の倍率は6.9～89.2倍。甲15 48頁。）被告の入試倍率も平成29年度では一般A方式では16.4倍、平成30年度同方式では16.25倍と非常に高かった（甲1の13, 甲4 42頁 合格者数/出願者数）。原告ら受験生にとって合否を左右する合格判定基準は、志望校選択、出願を決定するのにきわめて重要な事項ということになる。

そうすると、本件不利益取扱いにより、女子というだけで男子受験生よりも厳しい合否判定基準を適用され試験で獲得するはずの順位を下げられることを、原告らが事前に知っていれば、当然被告の入学者選抜試験に出願することはなかったといえる（甲22～甲33）。

入学検定料、交通費、宿泊費は、受験に要する費用であるから、これらの費用相当額は、本件入学者選抜行為と相当因果関係のある損害である。

本件入学者選抜行為によって、全原告は、大学選択に関する自己決定権、他大学を受験する機会、教育上の平等権及び人格権という憲法上の人権を侵害され精神的苦痛を受けたので、慰謝料が発生する。まず、本件不利益取扱いを知らずに受験させられたことによる受験慰謝料が全原告に発生する。これに加えて、本来一次試験合格をしていたのに本件不利益取扱いによって不合格判定をされた原告5, 6には受験慰謝料に加え、不合格慰謝料が発生することになる。

第6 損害（実費）

1 入学検定料

第5のとおり、原告らが支払った入学検定料相当額は当然損害の内容に含まれる。金額は、2021（令和3）年7月12日付け「訴えの変更申立書（請求の拡張）」別紙「受験内容・損害目録」記載のとおりである。

2 交通費

第5のとおり、原告らが支払った交通費相当額は当然損害の内容に含まれる。金額は同目録記載のとおりである。異なる入試方式であっても一次試験が同日に行われる等の事情があるので、交通費については、特に入試方式を区別せず、年度ごとに受験にかかった交通費の合計額を、その年度の一番初めの交通費欄にまとめて記載した。

原告5については保護者が同行したため、保護者の交通費も損害として計上する。保護者の交通費が損害に含まれる理由（保護者の同行が必要であったこと）は、宿泊費の項（後述3（3）イ）で述べる。

原告2と原告7は最寄駅 XXXXXXXXXX が共通にもかかわらず二次試験の

交通費が異なることについては、原告7が受験した2013年時点で、上野東京ラインがまだ開通していなかったことが影響している（原告第3準備書面8頁）。

3 宿泊費（原告2，4，5，7について）

原告2，4，5，7は本件入学者選抜試験を受験するために宿泊費を支出した。この宿泊費についても、本件入学者選抜試験を受験するために支出した費用であり、かつ、以下のとおり相当因果関係のある損害と考えるべきである。異なる入試方式であっても一次試験が同日に行われる等の事情があるので、宿泊費については、特に入試方式を区別せず、年度ごとに受験にかかった宿泊費の合計額を、その年度の一番初めの宿泊費欄にまとめて記載した。

(1) 原告2について

原告2は平成30年度一般A方式一次試験を受験し、同試験前日（平成30年1月17日。試験日は同月18日（乙17））にアパホテル&リゾート東京ベイ幕張に宿泊し、宿泊費は9,000円であった（甲20）。原告2の住所地の最寄駅は[REDACTED]である。原告2の住所地から同駅までは徒歩で約16分（甲36の1）、同駅から同試験会場最寄駅のJR海浜幕張駅までは電車で1時間30分以上かかる（甲6の2）。同駅から同試験会場の幕張メッセまでは徒歩10分である（甲36の2）。原告2が住所地から受験会場まで行くのにかかる時間は、道に迷うこと、混雑、遅延、悪天候等を全く考慮にいれないデータの上でも2時間かかるのである。通常受験生がそうするように、遅刻をしないように出発するには、原告2の場合、どんなに遅くても集合時刻（午前9時25分。乙17 7頁）の2時間半前（午前6時55分）には住所地を出発しなければならぬ。

しかも、被告の同試験会場は、多人数の受験生が集合する大規模試験会場である。自席を探して着席するのに要する時間やトイレが混雑する等の時間も考えれば、集合時刻ぎりぎりになるように出発する受験生は少ないはずである。多くの受験生は試験会場開場時刻に開場時刻に到着するように行く。同試験会場の開場時刻は午前8時30分である（乙17 7頁）。JR海浜幕張駅から同試験会場である幕張メッセまでの徒歩時間を考慮すると同駅に午前8時20分に到着する必要がある。そのためには、原告2の場合、[REDACTED]を午前6時37分ころに（自宅を出るのは午前6時20分ころとなる。）出発しなければならない（甲37の1。ヤフー路線検索でさかのぼれる最も古い年で同試験の時期に最も近い平日（2020（令和2）年1月18日）で検索した）。

このような宿泊費の損害該当性を客観的に、社会的にどう評価するかで

あるが、参考になるのは、市議会議員の政務活動費や地方公務員の旅費である。これらの費用については、居住地や出発駅を午前7時前に出発する必要がある場合には前泊及びその費用の支出が認められている（甲3810頁、甲3914頁、甲405頁、甲41第1第2項(2)マーカー部分は原告代理人が付した）。

単に原告2が同試験会場（千葉県）の[]に居住しているということのみで宿泊費の損害該当性を判断するべきではない。原告2の同試験会場へ向かう経路の地理的、時間的狀況を具体的に検討すれば、社会通念上、原告2が前泊することは、受験のために通常必要な行為といえるのである。さらに、本件入学者選抜試験は、受験機会が各年度に限られる大学受験である上、医師としての国家資格に直結する競争の熾烈な医学部受験であり、まさに一点を争う試験である（特に一次の学力試験は熾烈である）。このような受験に臨む通常の受験生は、遅刻を絶対に避けるように受験会場に赴くのである。このような本件入学者選抜試験の性格も考えあわせれば、原告2の場合、同試験の前日に宿泊するのは、社会的に見ても当然と言える。

したがって、原告2の宿泊費は同試験を受験するのに通常必要な支出と言え、被告の不法行為との間に相当因果関係のある損害として認められるべきである。

(2) 原告4について

原告4は平成26年度一般入試方式一次試験、二次試験を受験し、一次試験前日に宿泊した。原告4は受験年が本件訴訟提起の5年も前であるため、領収証はないが、同一次試験会場最寄駅のJR海浜幕張駅近くのホテルに宿泊した（甲42）。原告4の宿泊費は、同駅周辺の2021年2月時点のホテル宿泊費の最低料金の平均額を参考に、少なくとも1万円がかかっていると算出した（甲17）。原告4の住所地の最寄駅は[]である。原告4の住所地から同駅までは徒歩で約3分（甲36の3）、同駅から同試験会場最寄駅のJR海浜幕張駅までは電車で約2時間かかる（甲6の4）。同駅から同試験会場の幕張メッセまでは徒歩9分である（甲36の2）。原告4が住所地から受験会場まで行くのにかかる時間は、道に迷うこと、混雑、遅延、悪天候等を全く考慮にいれないデータの上でも2時間以上かかるのである。通常の受験生がそうするように、遅刻をしないように自宅を出発するには、原告4の場合もどんなに遅くても集合時刻（午前9時25分。（乙177頁））の2時間半前（午前6時55分）には住所地を出発しなければならない。原告2の場合と同様、試験会場の開場時刻を基準にして、JR海浜幕張駅に午前8時20分に到着

することを考えると、原告4の場合[redacted]を午前6時27分ころに（自宅を出るのは午前6時24分ころ）に出発しなければならない（甲37の2）。

上記（1）で述べたのと同様の理由で、原告4の宿泊費は同試験を受験するのに通常必要な支出と言え、被告の不法行為と相当因果関係のある損害として認められるべきである。

（3）原告5について

ア 上京時、他大学受験はないこと

原告5は平成23年度一般入試方式の一次試験と二次試験、平成24年度一般入試方式の一次試験とセンター・一般独自併用方式の一次試験（一般入試方式一次試験と同日）、及び二次試験を受験した。原告5の宿泊費については、受験年が本件訴訟提起の7、8年も前であるため、領収証はない。原告5の居住地は[redacted]であり、且つ、原告5が上記各試験を受験したことに争いはない（乙5の1～乙5の3）。各試験の試験会場（一次試験＝幕張メッセ、二次試験＝被告お茶の水キャンパス）の場所を考えれば、原告5が各試験会場近くのホテルに前泊したことは間違いない。原告5は、平成23年度一般入試方式一次試験日（平成23年1月26日。甲43の1）の前日（同月25日）に同試験会場最寄駅であるJR海浜幕張駅近くのホテルに宿泊した。同二次試験前日には同試験会場最寄駅JR御茶ノ水駅近くのホテルに宿泊した。平成24年度は一般入試方式及びセンター・一般独自併用方式の一次試験日（平成24年1月25日。甲43の2）の前日（同月24日）に同試験会場最寄駅であるJR海浜幕張駅近くのホテルに宿泊し、センター・一般独自併用方式二次試験日（同年2月14～16日。甲43の2）の前日に同試験会場最寄駅JR御茶ノ水駅近くのホテルに宿泊した。

原告5のJR海浜幕張駅近くのホテルの宿泊費は、原告4同様の方法で1万円と算出した（甲17。上記（2））。また、JR御茶ノ水駅近くのホテルの宿泊費については、2021年2月時点の同駅周辺のホテル6軒の平均額6,764円を参考に、東京都内のホテル客室単価相場の下落率（41.9%）を考慮して10,000円と算出した（甲18、甲19）。

原告5の住所地は[redacted]であり、千葉県、東京都で実施される上記各入学試験を受験するために、各試験会場の最寄駅周辺に宿泊を要することは当然である。

そして、平成23年度、平成24年度の両年度とも原告5は上記各入学試験のためだけに上京し、上記各宿泊をした。この各宿泊を利用して東京都等で実施される他大学の入学試験を受験したことはない。この事実に関

しては平成24年当時の原告5の手帳の記載を見ると分かる。平成24年度の被告の一般入試方式及びセンター・一般独自併用方式の一次試験日である同年1月25日の欄に「順天堂大1次」という記載があり、前後の日には他に他大学受験の日程は記載されていない(甲44, 甲45の1)。そして、センター・一般独自併用方式二次試験は同年2月14～16日であるが(甲43の2)、原告5の手帳にその前後の日には他に他大学受験の日程は記載されていない(甲45の2)。なお、原告5は平成24年2月12日には東京医科大学二次試験があり(甲43の2)、これを受験しているが、各試験の都度上京し、被告のセンター・一般独自併用二次試験のために上京した際、連泊して東京医科大学の二次試験を受験したということはない(甲46)。原告5の同目録記載の宿泊費は全額、被告の不法行為と相当因果関係にある損害に該当する。

イ 保護者の交通費、宿泊費

原告5の各試験日には保護者(母親)が同行した。原告5の住所地は[REDACTED]あり東京に来るのに飛行機を利用した。関西地方から空路上京し、且つ、東京のホテルに一人で宿泊することになれば、安全上の懸念が生じる。このような場合に未成年の受験生に保護者が同行することは通常必要なことである。受験当時未成年であった原告5については、保護者の宿泊費も損害に計上する。

ウ 原告5の宿泊費に関する損害額

したがって、原告5の宿泊費(保護者分を含む)は同試験を受験するのに必要な支出と言え、被告の不法行為と相当因果関係のある損害として認められるべきである。

(4) 原告7について

原告7は平成25年度一般入試方式一次試験を受験し、同試験前日に同試験会場最寄駅 JR 海浜幕張駅近くのアパホテル&リゾート東京ベイ幕張に宿泊し、宿泊費は7,300円であった(甲21, 甲47)。原告7の住所地の最寄駅は[REDACTED]ある。原告7の住所地から同駅までは徒歩で約13分(甲36の4)、同駅から同試験会場最寄駅の JR 海浜幕張駅までは電車で1時間30分以上かかる(甲6の7)。同駅から同試験会場の幕張メッセまでは徒歩9分である(甲36の2)。通常の受験生がそうするように、遅刻をしないよう自宅を出発するには、原告7の場合も、原告2, 原告4と同様に、どんなに遅くても集合時刻(午前9時25分。

(乙17 7頁))の2時間半前(午前6時55分)には住所地を出発しなければならない。原告2, 原告4の場合と同様、試験会場の開場時刻を基準にして、JR海浜幕張駅に午前8時20分に到着することを考えると、

原告7の場合、[REDACTED]午前6時37分ころに(自宅を出るのは午前6時24分ころ)に出発しなければならない(甲37の1)。

上記(1)と同様の理由で、原告7の宿泊費は、原告2、原告4と同じく、同試験を受験するのに通常必要な支出と言え、被告の不法行為と相当因果関係のある損害として認められるべきである。

4 小括

以上から、同目録の「入学検定料」「交通費」「宿泊費」の各欄記載の金額は全額、被告の不法行為と相当因果関係のある損害として認められるべきである。

第7 損害(受験慰謝料・全原告に共通の慰謝料)

1 原告らの精神的苦痛の内容

医学部受験は特に医師としての国家資格取得及び職業選択に直結することから、実態として極めて熾烈な競争となっている(甲8, 甲16参照)。私立大学の場合は入学者選抜日程が集中しており、一人が受験できる大学数は限られている。そのため、私立の医学部受験生は、相当程度早い時期に志望校を選択し、当該大学に照準を合わせて長期間を費やし、教材や予備校代等の経済的負担に耐えながら合格を目指して受験する(甲15)。原告らはそれぞれの経験や思いから人生を懸けて医師になることを目指し、多くの時間的、経済的負担を費やして被告の入学試験に向けた準備をし、必死で受験していたのである(甲22~33)。

しかし、真実は、本件不利益取扱いによって、試験で本来獲得するはずの順位を性別を理由に下げられてしまうことが、原告らが受験する前に(さらに言うと出願する前に)既に決まっていたのである。原告らはこうした事実を知らないまま、男女同一の基準で合否判定されることを当然の前提として、各受験年度、被告の入学者選抜試験の募集に応じ、入学検定料を支払い、受験していた。原告らは、受験した毎年度、被告の本件入学者選抜行為によって、大学選択に関する自己決定権を侵害され、他大学を受験する機会を喪失させられ、また、入学者選抜試験において性差別を受ける等、憲法上重要な権利を侵害されてきたことになる(第4の4)。実際に、原告らは、本件で受けた精神的な苦痛の内容を以下のとおり述べている。

・原告13

「なぜ自分が不正入試に巻き込まれなければならなかったのかという思いでいっぱいになり非常にショックでした。自分は本気で医師になりたくて、本気で勉強してきたのに大学側は当たり前のように不正を行っていたことがとても悔しく、憤りを感じました。受験生の本気度や実力をきちんと評価する気がなく、勝手な非公表の基準で合否を決める大学側の姿勢が

許せないと思いました。こんな不正を行う大学だと知っていれば、もちろん受験しませんでしたし、あんなに必死で頑張って勉強して試験を受けたのは無意味だったのだろうかと思うと、とても裏切られた気持ちがしました。」(甲22 2頁)

・原告1

「まさに学科試験であからさまな差別がなされているとは思わなかったので怒りや悲しみよりもただただ驚きが先に立ちました。」(甲23 1頁)

「女性に生まれただけで将来の可能性が制限されてしまうのは、なんて不自由なのかと思います。」(甲23 2頁)

・原告3

「(本件不利益取扱いを知り,)愕然としました。・・・職業に直結する医学部入試において、このような得点操作は決して許されるものではありません。なぜ人の人生を性別で品定めして、足切りみたいなことをするのでしょうか。」(甲24 2頁)

・原告4

「女子受験生差別をしているような大学だということを最初から知っていたならば、・・・受験料を払っていないし、何よりそのような大学に受験しようとは思わなかったです。・・・まさか水面下で女性の受験生の点数を操作して男性受験生よりも不利な扱いをするなんて思っていなかった。私の暮らす日本は、いまだ、能力ではなく、性別や生まれなどの、自分の努力では変えることのできないことで差別されるのだ、ということ突き付けられました。」(甲25 2頁)

・原告8

「性別が理由で入試が不利になっていたという事実は、入試でみられていたのは自分の努力の成果ではなく、単に性別という自分の努力でどうしようもない部分で、自分が必死に努力したことは無駄だったのではないかと感じさせ、とても悲しい気持ちになりました。また私の夢を応援し予備校の費用や受験に係る費用を負担してくれた両親に対して申し訳ないという気持ちになりました。」(甲27)

・原告10

「自分が入試の時に差別される被害にあうようなことがあるとは思いませんでした。・・・今まで受験に係った全てのお金と受験に費やした年数を返して欲しいと思います。順天堂大学の不正を知らず何度も受験したため、順天堂大学を受験した都市は、他の医科大学を受けるチャンスがなくなっただと考えています。」(甲28 3頁),「・・・受験の計画全体が狂ってしまったと言えますし、人生を狂わされたということが悔やまれます。・・・

複数の大学の性差別によりわかっていれば受けない入試に向けて多大な労力を割いたり、大事な10代、20代の時間とお金を無駄にしたことについて非常に怒りを感じています。」(甲28 4頁)

・原告11

「差別があったということ自体がとても悲しかったですし、・・・自分も差別されているのではないかと思い不信感が募りました。」(甲29 4頁)、

「女子受験生が受かる可能性が低いなら、私は最初から順天堂医大の医学部は志望しませんでした。・・・純粋に自分を信じて勉強し、順天堂大を志望した自分が馬鹿らしく思えます。」(甲29 6頁)、「私は未だに性差別が残り続ける日本などではなく他国の人間として生まれたかったです。」

(甲29 7頁)、「医学部をめざして日々努力し、人生をかけて受験勉強に取り組んできました。その努力が女性であるという理由で差別され、踏みにじられたと思うと無念でなりません。」(甲30)

・原告9

「こんなこと(本件不利益取扱い)が実際に行われているんだ!私や私の家族は大変驚き、あの入試は何だったのか、疑問、悲しみ、怒りを感じたことを鮮明に覚えています。・・・入学者選抜は、普通は、公平、公正に実施されていると誰もが信じているもの。」(甲31)

・原告7

「不正があったと聞いた時は、怒りや憤りももちろん感じましたが、それよりも虚しさや悲しさ・憂いを強く感じました。不正がなければもしかしたら自分も医師を志すことができていたかもしれない、多くの命に医師として向き合うことができていたかもしれない、自分の人生はまた違った方向へ進んでいたかもしれないという思いもありました。」(甲32 1頁)、

「医師になることを志す学生たちを「女性だから落とす」というようなことはせず、性別に関係なく一人の人間として評価するべきであると考えます。」(甲32 2頁)

・原告2

「第一志望の順天堂大学医学部試験で女性差別という不正行為が行われていたことを知り、・・・(本件不利益取扱いが)事前に受験要綱に・・・書いてあれば絶対に私は受験しなかったし、特に塾での取り組みも変わるし、順天堂大学医学部にかけて多くの記帳な時間を他の大学受験勉強に割くことができたのにと、本当に残念悔しくてたまりません。私は公平でなくてはならない入学試験で女性が差別されたこと、これは絶対に許すことはできません。」(甲33 4頁)

このように原告らは、ただ女性であるということが原因で、大学選択に関

する自己決定権、他大学を受験する機会、教育上の平等権、人格権という憲法上の人権を傷つけられたのである。そして、医学部受験の実態を併せて考えれば、本件不利益取扱いについて何も知らないまま、被告の入学者選抜試験を受験させられたことの精神的苦痛は甚大である（甲22～甲33）。

2 本件入学者選抜行為の態様、被告の認識

これまで述べてきたとおり、被告は各年度において、入学者選抜方針の決定時点から本件入学者選抜行為全体を「本来の試験結果で判定する場合よりも女子合格者を少なくする」という差別目的をもって、長期間、組織的に、そして原告らを始めとする受験生に秘して実施してきたものである（上記第3の2、3（1））。

平成30年度以前6か年度の男女別合格率（合格者数/受験者数）は、平成30年度は男子10.08%、女子は5.23%、平成29年度は男子9.21%、女子6.01%、平成28年度は男子10.30%、女子6.41%、平成27年度は男子8.89%、女子5.67%、平成26年度は男子7.96%、女子4.71%、平成25年度は男子8.65%、女子4.97%であり、過去6年間の平均は男子9.18%、女子5.50%という結果で、女子の合格率が男子の合格率を上回った年度はなかった（甲24頁）。

平成31年度の被告の入学者選抜試験は、本件不利益取扱いを廃して実施された。その結果、同試験の男女別合格率（合格者数/受験者数）は、男子受験者合格率の平均値が7.72%とされる一方で、女子受験者合格率の平均値は8.82%とされ、前年度以前に比較して女子受験者合格率が大幅に上昇し、本件不利益取扱いの点につき有意な改善効果があった（甲1313頁）。本件不利益取扱いを廃したら、女子合格率が男子合格率を上回ったのである。本件入学者選抜行為によって、長期間しかも秘密裡に、本来合格していたはずの女子受験生が不合格にされ続けて、それを女子受験生は何も知らずに出願し受験していたということになる。本件入学者選抜行為の態様は悪質で、その違法性は強いといえる。

被告は、大学の認証評価制度（甲10）に基づいて、平成28（2016）年に大学基準協会の大学評価を受けている。既に、入学者選抜において女子受験生に対する不利益取扱いを繰り返して9年度に達していた時期である。被告は、同協会に提出した「点検・評価報告書」117頁において、被告は、本件不利益取扱いについて一切言及していない（甲113頁参照）。これは、大学評価において本件不利益取扱いを明らかにすれば、当然、同協会から「適合」の評価が得られないことが分かっていたためである。本件不利益取扱いが発覚した後、同協会により、被告に対して再調査が行われた（甲11。報告書は平成31（2019）年8月30日付け）が、その結果、被告

については「適合」の判定が取り消され、「不適合」の判定をされるに至った（甲12）。被告は、本件の不利益取扱いが、憲法等の禁止する性差別にあたり不法行為法上違法であることを、十分に認識していたのである。

このような本件入学者選抜行為の態様、違法性の強さ、被告の認識は、原告らの精神的苦痛の程度、慰謝料額の算定にあたり考慮されるべき事情である。

3 原告らと被告との関係、被告の社会的地位

大学組織内部の入学者選抜方法等の決定、合否判定等に関する情報を、原告ら受験生が得ることは不可能であり、当該大学（被告）が一方的に受験生に情報を与え、入学試験手続を実施するという関係である。それゆえに、当該大学（被告）に合否判定をされれば、受験生（原告ら）はその結果を受け容れざるを得ない関係である。情報量、情報獲得の可能性、合否判定者と対象者という観点からみれば、被告と原告ら受験生は対等な契約当事者ではなく、被告は圧倒的な強者、受験生は圧倒的な弱者という関係にある。

被告は、公の性質を有する教育機関という社会的地位にありながら（教育基本法6条1項）、こうした原告ら受験生との関係に乗じて、女子合格者を抑制する目的で本件入学者選抜者行為を11か年度という長年にわたり秘密裡に、組織的に実施してきた。原告らが本件不利益取扱いの存在を知るということは不可能であった。

実際に、本件不利益取扱いが発覚したのは、平成30年8月に東京医科大学の文部科学省幹部職員の子に関する不正入試疑惑の発覚という偶然の事情によってであった（甲4 1頁，甲2，甲3）。この事情がなければ、本件不利益取扱いは現在も秘密裡に継続されていたはずである。

原告と被告の関係、被告が公の教育機関という社会的地位にあることを考えれば、本件入学者選抜行為は極めて悪質である。この事情は原告らの精神的苦痛の程度、慰謝料額算定の際に考慮されるべきである。

4 本件不利益取扱い発覚後の事情

本件不利益取扱い発覚後も、原告らが本訴訟を提起し釈明を求めるまで、被告は平成29年度よりも前の入試について合否の再判定等をせずに放置していた。こうした被告の行為は、本件入学者選抜行為により原告らに生じた精神的苦痛をさらに強める事情と位置付けるべきものである。

5 慰謝料額

原告らが受けた被害は、大学選択に関する自己決定権の侵害、他大学を受験する機会の喪失、教育上の平等権及び人格権の侵害という憲法13条、14条1項等に基づく極めて重要な権利の侵害である。原告らは各年度、受験の都度、本件入学者選抜行為によってこれらの権利を侵害されたのである。

そして、上記1～4で述べた事情から、被告の不法行為は極めて強い非難に値する。原告らが被告の入学試験に出願し、受験したことにより受けた精神的苦痛は甚大であり、受験慰謝料は金額にして200万円を下ることはない。

したがって、被告に対し、原告ら全てについて、同目録「受験慰謝料」欄記載のとおり、受験慰謝料として、各受験年度につき、200万円を支払うよう求める。

第8 損害（不合格慰謝料・原告5及び6固有の慰謝料）

原告5は平成24年度一般入試方式一次試験について、原告6は平成29年度一般入試方式一次試験について、本来合格していたところを本件不利益取扱いによって不当に不合格とされた。同原告らの精神的苦痛を考えると、性差別による一次試験の不合格判定自体及び二次試験に進み最終合格、進学を獲得する可能性が奪われたことについての精神的衝撃に加え、長期間の経済的、精神的に支えてくれた親族等へ不合格の事実を報告する精神的苦痛もあった。

原告6は、「まさか男女で違う基準はないだろうと思って毎年受験していたのですが、男女で違う基準で女子は合格ラインが高いのであれば、初めから受験しないという選択肢もあった・・・。医学部の受験は2月に私立大学で次々と試験が実施されるので、女子が不利に扱われることがわかっていれば、受験せずに他の大学を受ける、又はそのための準備をするということもできた・・・。順天堂大学が第一志望だったし、・・・私が順天堂大学で医学部教育を受けられたのにその機会を奪われたことに残念な思いがありました。両親とくに母は、2浪したのだから順天堂大学に合格してほしかったという思いが強かったようで、実は合格ラインを超えていたという結果を知ってショックだったと聞いています。・・・当時合格していたら、まちがいなく順天堂大学に入学していました。ほとんどの受験生がそうだったと思います。第一志望の大学で、充実した医学部教育を受ける機会を奪われたという意味では精神的な苦痛という意味での損害は少なくないと思います。」と述べている（甲26 2～3頁）。

これらの精神的苦痛は全て、本件不利益取扱いによって生じた、本来全く負う必要のなかった精神的苦痛であるし、原告6も、原告5も最終合格を得るための二次試験に進む資格があるのに、性別を理由とした本件不利益取扱いによって、その資格を奪われたのである。二次試験を受験すれば最終合格、進学の可能性も十分にあったのであって、その後の人生が大きく変わった可能性がある。

このように、原告5及び6が、本件入学者選抜試験を受験したこと自体に

より受けた精神的苦痛（第6の受験慰謝料）に加えて、一次試験を不当に不合格にされたことによって受けた精神的苦痛はさらに甚大である。第7で述べた被告の本件入学者選抜行為の違法性の強さを考えて慰謝料額を算出すれば、原告5及び6の不合格慰謝料は350万円を下ることはない。

したがって、被告に対し、原告5、原告6各々について、受験慰謝料200万円とは別に、同目録「不合格慰謝料」欄記載のとおり、不合格慰謝料として350万円を支払うよう求める。

第9 弁護士費用

各原告につき、同目録「弁護士費用相当額」欄記載の金額（損害額の10%相当額）が、被告の不法行為と相当因果関係のある損害として認められるべきである。

第10 結論

以上から、本件では、各原告につき、同目録記載の各原告欄に対応する各請求額欄記載の各金員及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員の請求が認められるべきである。

第11 最後に

本件は、高度の教育機関である大学が、大学入試において、長年にわたり、組織的に、社会に対して秘密裡に、憲法上許されない性差別を行っていたという事案である。東京医科大学、聖マリアンナ医科大学についても、大学入試における性差別を理由に慰謝料等を求める集団訴訟事件となっている。

これらの大学を受験した女子受験生の中で、これらの集団訴訟の原告になったのはごく一部である。また、原告となった者も氏名、住所等を秘匿し、医療界、世間からさらに差別されることを恐れている。憲法が保障する、性別による差別をされない権利を主張することに踏み切れなかったり、さらなる差別を恐れて社会から隠れざるを得ないのである。

女子差別撤廃条約（1985年批准）は、教育を含むあらゆる分野での女子差別の撤廃を締約国に義務付け、男女共同参画社会基本法（1999年成立）は、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けた（同法前文）。それ以降、社会において、性差別の解消は社会全体に課された責務として認識されるようになり、また近年、多様性を尊重しようという流れも芽生えてきている。被告自身、すべての者が理解、享受すべき理念として「三無主義（出身校、国籍、性別による差別がないこと）」を謳っていた（乙16 1頁、6頁）。

けれども、現実には本件のような性差別が存在し、その差別に遭った側の

人間は声を上げられず、差別のある現状を受け入れざるを得ず、その現状を前提として自分を社会に適応＝埋没させて生き、差別のない世界を作ることが諦めてしまう人もいる。

本件訴訟の判決が、こうした差別をなくすこと、せめて、被害を訴えることを諦めないで済む社会になるきっかけとなることを期待する。本件は上記の一連の集団訴訟の初めての判決となる。本件訴訟の当事者だけでなく、性差別を行う側、性差別を受ける側、将来この事件を知ることになる若者や子どもたち等、社会の全ての人々に対して、教育の場で行われた大規模な性差別事件についての裁判所の評価を示すものとなる。

原告らとしては、裁判所に対して、このような本件訴訟の意義、被告の行為が憲法に照らしてどれほど重大な違法性があるのかを、適正に評価し判決をしていただくことを望むものである。

以上